

## 第4回平塚市人権懇話会 会議録（要旨）

- 【日時】 平成24年3月22日（木） 午後2時～午後4時10分  
【場所】 平塚市教育会館 中会議室  
【出席委員】 8名（吉川委員、池澤委員、工藤委員、小瀬村委員、松井委員、龍崎委員、浅川委員、吉田委員）  
【主催者】 関本市民部長、池田人権・男女共同参画課長、杉森課長代理、黄倉主任  
【傍聴者】 1名

### 1 開会

— 事務局により議事進行 —

事務局が開会の挨拶及び配付資料の確認を行った。

- ・会議次第
- ・資料1 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正箇所対照表
- ・資料2 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正
- ・資料3 平塚市人権施策推進指針の骨子（案）
- ・資料4 平塚市人権施策推進指針策定スケジュール

— 傍聴者入室 —

### 2 議題

— 座長により議事進行 —

#### （1）第3回懇話会の意見について

「資料1 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正箇所対照表」「資料2 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

（事務局）前回いただいたご意見は資料1、資料2に内容を反映させている。また、一部、文言の整理も行った。

前回、分野別施策「（4）障がいのある人の人権問題」について、障害者権利条約を記述したほうがよいのではないかというご意見をいただいた。「I 基本的な考え方」の「1 指針策定の背景（1）人権に関する国際的な動向」に記述したいと考えているが、資料2にはまだ反映していない。また、資料2の14ページ「（4）障がいのある人の人権問題」の9行目に「平成24年（2012年）10月から施行されます。」とあるが、素案の作成時に「されました。」と表現を変更する予定なので、ご了承ください。

（座長）ご質問、ご意見等はあるか。

（委員）20ページの分野別施策「（7）患者等（HIV感染者、ハンセン病等）の人権問題」について、「メンタル面等」という文言が追加されているが、非常にわかりにく

く、違和感を感じる。本文中には「心の病」という表現もあるが、例えば「うつ病等」としたほうが正しい表現になるのではないか。患者に対する差別・偏見という問題については、うつ病だけでなく統合失調症等の人たちが犯罪事件を起こすと、世間からは非常に冷たい目で見られるというのが現状。たたき台ではそこまで触れていないが、触れるのであれば「うつ病等」のほうがよいと思う。

(座 長) 適切な表現があればということだが。

(事務局) 「メンタル面」というと範囲が広がるが、「うつ病」とすると1つの病気に限定されてしまう。

(委 員) 「メンタル面」という表現がわかりにくい。ここは患者等の問題について記載されているので、「メンタル面の病」とするのならばよいと思うが。あまりこだわるつもりはない。

(事務局) 事務局で再検討する。

(座 長) 文章中に「心の病を患う人が」という表現もあるので、「心の病」としてもよいと思う。

(委 員) 14ページの分野別施策「(4) 障がいのある人の人権問題」の冒頭の文章の下から3行目について。「すべての方」ではなく「すべての人」のほうがよいのではないか。

20ページの分野別施策「(7) 患者等(HIV感染者、ハンセン病等)の人権問題」の課題の4行目について。「必要となります。」とあるが「必要です。」のほうがよいのではないか。

(事務局) 検討する。

(座 長) 14ページの分野別施策「(4) 障がいのある人の人権問題」について。冒頭の文章の4行目に「同法の違憲判断が出たことにより、」とあるが、具体的にはどのような内容なのか。判例検索をしたが見あたらなかった。「障害者自立支援法」で検索したので、他で出ているかもしれないが。

(事務局) 担当課に照会した情報を参考に作成したが、「違憲判断」で検索すると出てくると思う。

(委 員) この問題は障害者自立支援法が憲法違反だということで裁判をしていたが、国が和解に応じた。障害者自立支援法の改正ということで、障害者総合福祉法を策定する経緯となった。

(座 長) 最高裁判所が違憲判決を出したのではないようなので、表現が不正確だと思う。法の見直しが判断されたということだと思うので、表現を工夫していただきたい。

(事務局) 検討する。

(座 長) 障害者権利条約について、日本は署名したがまだ批准していないということではないか。

(委 員) そのとおり。

(座 長) そのことを強調しておいたほうがよいと思う。

## (2) 分野別施策「(9) 犯罪被害者等の人権問題」～「(13) その他の人権問題」、「災害

## 発生時における人権問題) について

第2回配付資料「平塚市人権施策推進指針(たたき台)」の21～26ページに基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) これらの課題は全国的なもので、課題を取り巻く情勢から判断し、必要と思われる点を入れているため、一般論的な記述になっている。

分野別施策「(12) 自殺対策」については、第2回会議で配布した「平塚市民のこころと命を守る条例」の第8条以下の内容を施策の方向として記載している。

分野別施策「(14) 災害発生時における人権問題」については、「平塚市災害時要援護者避難支援プラン」を参考にまとめている。前回、分野別施策に追加する承認と意見をいただいた部分ではあるが、本日もご意見をいただきたい。

文言の修正がある。分野別施策「(10) インターネット等による人権問題」の6行目について、「するする」と二重の記載になっているので削除。

分野別施策「(12) 自殺対策」については、4点修正がある。24ページ「施策の方向性」の「1 調査研修の推進」を「1 調査研究の推進」に、一番下の「自殺予防関連情報の収集・分析」を「自殺予防対策関連情報の収集・分析」とする。25ページ「2 普及啓発の促進」の項目「啓発映画会・研修の開催」を「啓発映画会・研修会の開催」とし、「6 社会的な取組み体制の充実」に「普及啓発パンフレットの作成・配布」と追加。

26ページの分野別施策「(13) その他の人権問題」について、「ア アイヌの人々」を「ア アイヌの人々の人権問題」とする。

(座長) 欠席委員からの意見はあるか。

(事務局) 分野別施策「(9) 犯罪被害者等の人権問題」については1件。いただいたご意見を読み上げる。

『第1段落に「犯罪被害者やその家族」、第2段落に「犯罪被害者等」という表現がある。両者が同じ概念であれば、どちらかに統一したほうがよいのではないか。異なる概念であれば、「犯罪被害者等」について説明が必要なのではないか。』

(座長) 事務局としてはどのように考えているのか。

(事務局) 「犯罪被害者等」とは「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」という定義があるので、「犯罪被害者やその家族」を「犯罪被害者等」に修正し、定義については注釈を加える。

(座長) そのように対応していただきたい。

「(10) インターネット等による人権問題」についてはどうか。

(事務局) 欠席委員から文言の修正案をいただいたが、先ほど説明した修正に含まれている。

(委員) 施策の方向性「2 情報教育の推進」の2行目「正しい利用方法について、児童・生徒への教育を推進します。」を「正しい利用方法について、特に児童・生徒への教育を推進します。」としてはどうか。最近は漫画等も多く出回っている。児童・生徒はまだ考え方が成熟していないため、影響されやすい年代だと思うので。

(座長) きちんとしたメディアリテラシー教育は、小さいうちから必要。

- (副座長) 教育するだけにとどまるのか。平塚市には相談機関等の救済機関等はあるのか。
- (事務局) 教育の中でも当然、進んでくるものだと思う。
- (委員) 教育現場でも非常に扱いにくい問題だと思う。児童・生徒への教育を推進していくということだが、具体的な見通しはあるのか。
- (事務局) 現在、学校のほうでも警察署の方を招き、インターネットの講座をやっていると聞く。そういったことをさらに推進していく形になると思うが、具体的な取り組みは、指針策定後の進行管理のようなものできちんとお示ししたい。
- (座長) コンピューター教育そのものは、指導要領にも入っていると思う。授業の一環としては行われているので、使い方の問題になるだろう。(指針に) 直接関係ないので変更の要請ではないが、フィルタリング等を国が義務付けているが、そういったことを親が知っているかどうかも重要だ。
- 続いて、「(11) ホームレスの人権問題」についてはどうか。
- (事務局) 欠席委員の意見。『第3段落「しかし、長引く不況の影響で就労機会が少なく…要因の一つに挙げられます。」とあるが、分析で終わっていることに違和感を感じる。抽象的でも構わないので、指針を示したほうがよいのではないか。例えば「そうした観点からの取り組みも必要になります。」等。また、ほかの項目では「目指してまいります。」「取り組んでいます。」等の表現が多いので、整合をとる必要があるのではないか。』
- (座長) ご指摘のとおり、分析で終わっている部分があったり、他とのバランスを考える必要がある。施策の方向性を踏まえ、事務局で修正していただきたい。
- (事務局) 承知した。
- (座長) (11) に関して、他にご質問、ご意見等はあるか。
- (委員) 施策の方向性「1 自立支援・生活支援」について質問がある。「平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針」はホームページ等で公開されているのか。
- (事務局) 公開しているかどうか把握していない。
- (注：公開していることを後日に確認済)
- (委員) 自立支援・生活支援の取り組みを推進することなので、この方針がどのようなものか市民にわかるようにしたほうがよいと思う。
- (事務局) 平塚市は、横浜市、川崎市に次いで、県内で3番目にホームレスが多い。本文にあるとおり、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、国や地方公共団体の責務が規定された。必要に応じて実施計画をつくるという規定がある。事業を網羅して終わりではなく、平塚市は個々の状況に応じて自立を支援するため、巡回相談や生活保護の申請、それぞれのニーズに応じたものを取り組み方針の中に打ち出しながら支援している。人権指針の中でこれらの施策をどこまで個別に表現出来るかという問題があるので、このような表現になっている。
- (副座長) ホームレスの日本語表記を括弧書きで「路上生活者」や「野宿生活者」としていているところが多いが、平塚市はどう考えているのか。
- (委員) 「ホームレス」という言葉は広く使われているので、あえて日本語に直す必要もないのではないか。

ホームレスの人は必ずしも支援や生活援助を求めている方ばかりというわけではないので、難しい。

(事務局) 法律の定義の中で、その辺も少し触れている。「自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人」を自立支援法の対象にしている。ただ、それぞれの事情もあるため、これを打ち出してしまうと誤解も出てきてしまうのではないかと思う。

(副座長) 一部でそういった人もいるかもしれないが、現在はほとんどが失業者だと思う。

(座長) 「ホームレス」とは人のことを指すのか、状態のことを指すのか。確かにカタカナでは、正確な意味や内容が伝わらないこともあるかもしれないが、特に正確でなくてもいいのかもしれない。ホームレスの定義については、事務局に一任する。

続いて、「(12) 自殺対策」についてはどうか。

(事務局) 欠席委員より2点ご意見をいただいている。

1点目、『一読して明確でない点があると感じた。以下列举する。施策の方向性の「3 人材育成の推進」について、「職員等の研修派遣」とあるが、平塚市の職員等という意味か。派遣先はどういったところを想定されているのか。また、「職員等の研修派遣」と「関係団体に対する研修の実施」は異なるものなのか。』

2点目、『施策の方向性の「4 相談体制の整備」と「6 社会的な取組み体制の充実」に「庁内会議による相談体制の連携強化」とあるが、庁内会議とは市役所内の会議を意味しているのか。また、現在会議は行われているのか。行われていないのであれば、会議の設置についても触れてはどうか。』

(座長) この質問に関して、事務局はどのように考えているのか。

(事務局) 1点目の「職員等の研修派遣」については、くらし安全課が担当しており、職員は県が実施する基礎研修や応用研修に参加している。また、自殺未遂の支援研修については、消防の救急隊の方を含め、くらし安全課の職員が研修に参加している。「職員等」とは市役所の職員、「関係団体」とは民生委員や健康推進委員を指しており、研修の対象者が異なっている。

2点目については、「自殺対策庁内会議」という自殺に関係するいくつかの課の代表者(課長級)が集まった会議と、自殺対策の担当者会議(課に属する担当者の実務的な会議)を既に実施している。

(座長) ご質問、ご意見等はあるか。

どの程度具体的に記述するかということだと思う。

(副座長) 国内の自殺件数が14年連続3万人となっている。この辺りも強調したほうがよいのではないか。

(委員) 神奈川県は電話相談の窓口を設けていて、全国トップクラスだと聞いたが、平塚市でも電話相談がよいのではないかと思うがどうか。

(事務局) 平塚市でもいろいろな電話相談を実施しており、庁内で相談体制はある程度取れていると思う。くらし安全課でもそういったアピールをしている。

(事務局) 平塚市の自殺対策について、対応を簡単に説明する。たたき台にもあるとおり、平成10年から14年連続で3万人以上が自殺で亡くなっている。平塚市も平成10

年には前年の2倍以上の方が自殺によって亡くなられ、その後も40～60人前後で推移している。このような状況から、平成19年12月に議員提案によって平塚市民こころと命を守る条例案が上程されて可決し、平成20年7月から条例が施行されている。全国で初めてとなる自殺対策のための条例である。国が地方自殺対策緊急強化交付金を創設し、平塚市もそれを受けて、意識啓発等、様々な取り組みを推進している。自殺対策の推進体制としては、様々な分野の専門家や関係機関からなる自殺対策会議を設置し、自殺対策を進めるうえで必要となる基本認識や取り組みについての情報共有や連携強化に努めている。また、庁内関係18課の課長を構成員とした自殺対策の庁内会議のほか、さらに担当者会議では保健福祉事務所や社会福祉協議会、ケースに応じて警察の方を呼び、各課の連携を深めて推進している。

今、相談窓口の話があったが、県等では民間機関にも働きかけて、「いのちの電話」等を実施している。くらし安全課ではそれぞれの相談内容に応じて、まずは相談窓口同士で連携しながら、それぞれ適切につないで自殺対策に努めている。国・県・市のいずれも、尊い命を一人でも多く救うために取り組んでいる。

(座長) 平塚市は「いのちの電話」のような民間との連携を行っているのか。

(事務局) 平塚市には「いのちの電話」というものはないが、ケースによって福祉機関、中でも地域包括支援センターのように福祉施設と連動しているところとは連携をとっている。「自殺」というのではなく、自分ひとりで悩まないでまず相談してほしいということで、それぞれの相談窓口のパンフレット等を医療機関等に配布したりしながら、連携を深めている。

(座長) 施策の方向性の「4 相談体制の整備」について、「関係機関との」という表現では公的組織だけになってしまうので、NPOやNGOが入らないのかなという印象。民間や団体とのネットワークがあるとさらに広がっていくのではないか。

(事務局) 関係機関では、先ほど申し上げた「自殺対策会議」でハローワークや中小企業、弁護士等と広く連携をとっている。企業の人たちにも現状を知ってもらいながら、普及啓発を図っている。

(委員) 課題の前の文章の下から5行目に「自殺に対する自治体での条例づくりは、」とあるが、そこに「平塚市は」と入れたほうがよいのではないか。この文の冒頭に「国では」と記載されているので、主語がわかりにくい。

(座長) 平塚市が制定した条例が全国でも初めてだという趣旨で記載してほしい。

(委員) 施策の方向性について、他の分野ではすべて文章になっているので、統一させたほうがよいのではないか。

(事務局) 「(12) 自殺対策」の施策の方向性は、「平塚市民のこころと命を守る条例」の第8条から第15条に関係する項目を挙げており、条例の中で推進していくべきものを記載している。

(副座長) 項目としてはこのままで、内容を文章で表現していただきたい。

(事務局) そのように対応する。

(座長) 続いて、「(13) その他の人権課題」についてはどうか。

(事務局) 欠席委員の意見。『「ア イヌの人々」について、ほかの分野との整合性から、

ここでは「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」について触れてもよいのではないか。』

(座長) ご指摘のとおりだと思います。ほかの分野では法律のことが記載されているので、ここでも記載したほうがよいと思う。平塚市として、独自でやっていることはないと思うので。

(副座長) 最近では、「アイヌの人々」より「アイヌ民族」という表現が多く使われている。アイヌ民族を先住民族と認める国会決議があり、そこでもアイヌは民族だとはっきり言っている。

北海道の炭鉱労働者の中にアイヌ民族が結構いたが、閉山後に全国に住宅ができて移り住んだところ、その子どもがいじめにあったということもある。関東で5千人位いると言われているが、なかなか表面化しない。平塚市にもいるかもしれない。

本来、国会決議に基づいて新しい法律が出来るはずであり、そのような流れである。小学校の教科書にも、アイヌ民族の定義が出ている。これからは教育啓発もしっかりしないとイケない。「性的指向・性同一性障がい者の人権問題」も同様に、啓発だけではなく学校教育が重要だ。

(事務局) 「アイヌ民族」という表現でよいか。

(副座長) そのようにしていただきたい。

(座長) タイトルは「その他の人権問題」ではなく、「その他の人々の人権問題」としたほうがよいのではないか。

(事務局) ここに法律ではなく、平成19年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択され、それを受けて、我が国では平成20年に国会においてアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が採択されたということがあるので、その部分を記載してはどうかと考えている。

(副座長) 流れがそうなっているので、アイヌ文化振興法を。

(座長) 法律自体は先住権、先住民性を認めていないので、決議で決めたということ。

(委員) この分野には、「現状」の文章がない。また、他の項目には課題等の項目があるが、ここではすぐ施策の方向性になっている。現状として今議論したようなことを加えればよいと思う。

(座長) 課題についても同様。教育や啓発が必要ということを書くがどうするか。

「性的指向・性同一性障がい者の人権問題」についてはどうか。この分野に関しては、日本は特に遅れている。諸外国では同性婚を認めているところもあり、日本は相当保守的でもある。

(委員) 分野が戻るが、「(12) 自殺対策」について。「(9) 犯罪被害者等の人権問題」と同じように考えると、家族が自殺した家庭への偏見が意外と根強くあると思う。残された家族が負い目を感じて生きていかなければならない。自殺そのものを防止することはもちろん、残された家族に対する支援について何かないだろうか。

(事務局) 25ページの施策の方向性「7 自殺未遂者及び自死遺族への支援体制の充実」でそういったことを施策として実施できると思う。

(委員) 是非ここも強調していただきたい。

(座 長) 施策の方向性にもあるのだから、ご指摘のような問題があるということを課題に記載してもよいのではないか。「自殺対策のみならず、家族への支援も必要です」といった趣旨で。

(事務局) 課題の3～4行目に「自殺が発生した場合、自殺未遂に終わった後の事後対応など、各段階に応じた効果的な対応が必要です。」という記載があるのだが、これでは不足か。

(座 長) 「事後対応や残された家族への支援など」をいう感じでもよいかもしいない。こうすれば、委員のご指摘についても対応できると思う。

(副座長) 施策の方向性には、「教育・啓発活動」というように教育について入れていただきたい。

(事務局) 承知した。

(座 長) 続いて、前回追加された「(14) 災害発生時における人権問題」についてはどうか。

(委 員) 上から12～13行目「大災害が起きた場合には、様々な問題が発生し、特に「女性」とともに、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」等、いわゆる「災害時要援護者」への配慮が必要となります。」とあるが、これは「災害弱者」の意味だと思う。「災害時要援護者」に登録されているのは、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方、障がいのある人で、しかも手挙げ方式なので自分で登録しなければならない。それに登録された人を「災害時要援護者」と称するので、一人暮らしの方全員が災害時要援護者というわけではない。この文章の「いわゆる」には該当しないのではないか。このような文章にするのであれば「災害弱者」となるのではないか。次の段落に出てくる「災害時要援護者」はそのとおりだと思う。

災害時要援護者制度については、名簿に登録された人の個人情報の問題があり、自治会役員や民生委員などの関係者しか内容を把握しておらず、隣近所がわかっているわけではない。災害時要援護者支援制度の話は聞くが、内容はよくわからないというのが現状なのではないか。

以上のような考え方で文章を修正していただくか、平塚市の災害時要援護者支援制度について概略を記載することはできないか。

(座 長) たたき台では、要援護者に対象を絞った表現になっている。

(委 員) そのような考え方であれば、女性や子どもは災害時要援護者に登録されていない。記載するのであれば、対象者を絞り込んで、女性や子どもは入れないほうがよいと思う。

(座 長) 一般論として広く「災害弱者への支援」とするか。実際問題として、個人情報の問題が出てくると、本人同意がどうしても必要になるので、手挙げ方式にならざるを得ない。

(事務局) これまでの状況を簡単に説明する。阪神・淡路大震災が起きた時に、死亡した人の多くは高齢者や障がいのある人であったことに鑑み、当初は災害に弱い立場という位置づけで「災害弱者」としていた。しかし、弱者の定義をめぐって国のほうでもさまざまな議論があった。弱い立場ということではなく、あくまでも支援を必要とす



る人の支援を行うということで、弱者という言葉は使わず、「災害時要援護者」に統一するということが国から発信された。それを受けて、その後は「災害時要援護者」に変わってきている。平塚市では当面、高齢者と障がいのある人の実態を把握しながら、支援する人と支援される側の全体プランと個別プランをつくる方向。

また、平成16年には福井・新潟で風水害で多くの高齢者や障がいのある人が亡くなっている。それまでの制度について、もう一度大きく見直そうということで、平成17年度に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」ができた。消防部局にしてみれば、どこにどういう人が支援を必要としているかわからないので、障がいのある人などの情報がほしいというようなことが大きく取り上げられた。そういった中で、個人情報の問題が議論されてきた。

災害時要援護者の対象は、「個人の判断で避難することができない」という立場なので、高齢者、障がいのある人、外国籍の人、乳幼児を抱えている人といった人たちと国は定義している。平塚市も基本的にはそういった考え方だが、当面の取り組みの中では、高齢者と障がいのある人に限定しながら、個人プランの作成に向けて動いている。

(座長) 今日までの状況を説明していただいた。表現はどうか。女性や子どもは基本的には対象外ということで、たたき台からも外すか。

(委員) 国のほうの災害時要援護者の把握においては、ご説明のあったとおりだと思う。

しかし、この指針を平塚市民が読むと、下に記載されているプランには女性と子どもに関しては一切書かれていないので、女性と子どもは災害時要援護者の対象になっていないのではないかと感じてしまう。国の定義をおくのであれば、「高齢者、障がいのある人及び女性、子ども等」などとするのがひとつの方法だと思う。

(座長) 災害時要援護者の概念が注釈(※)で記載されているので、女性と子どもについては、削除してよいかもしれない。

(事務局) 特に女性が災害時要援護者に含まれることはイメージしにくい。乳幼児を持つ母親といった定義になる。

(委員) 災害時の問題ということであれば、女性を省くのはまずいと思う。最初にあったように全部羅列して、「乳幼児を持つ女性や要援護者」としてもよいと思うし、要援護者という言葉を使わず、先ほど委員から提案があったような表現にしてもよいのではないか。「災害発生時における人権問題」となると、避難所での問題も出てくるので、「女性」という言葉は入れたほうがよいだろう。

(事務局) 避難所における女性に対する差別的な問題があるということか。

(委員) そのとおり。

(副座長) 災害が起きる前の基本計画にも、女性参画の問題や外国籍の人への配慮の問題がある。災害時というのは、前後のことを指しているなので、入れたほうがよいと思う。

(座長) もっと漠然とした書き方でもよいかもしれない。災害時に救助が必要な人という趣旨の文章にし、女性や子どもだけではなく、高齢者や障がいのある人についても削除してよいのではないか。誰でも含まれるような表現にすれば、それがいわゆる災害時要援護者ということになる。できるだけわかりやすくという意味で現在のような

表現になっているのだろうが、逆に対象者が限定されてしまうかもしれない。具体的に書くのであれば、考えられるパターンをもっと入れたほうがよいのではないか。

(委員) 女性については避難所等の問題について課題で書かれているので、ここは「特に「女性」とともに、「子ども」、」は削除してもよいと思う。そのほうが現在の平塚市の状況とも一致するので、わかりやすい。

(委員) 文章の問題だけを考えると、それでよいかもしれない。

(座長) 「特に「女性」とともに、「子ども」、」は削除でよいか。もしくは、災害時要援護者をもっと簡単に説明したような漠然とした表現にするか。

(事務局) 座長から提案があったが、「特に「女性」とともに、「子ども」、」を削除するのがよいか、「様々な問題が発生し、災害時に救助が必要とされる、いわゆる「災害時要援護者」とするのがよいか、考えられるのはこの2パターンになる。どちらの方がよりわかりやすいか。

(座長) 個人的には、「高齢者」「障がいのある人」だけが残るのであれば、漠然とした表現の方がよいと思う。

(委員) ここは現状が書かれているので、幅広い書き方でよいのではないか。課題にきちんと書いているので、あまりとらわれなくてもよいと思う。

(座長) それでは、前者でよいか。

(委員) 災害時要援護者というと、非常にしぼられた人しか含まれない。災害時に被害を受けるのは、もっと多くの人があるので、2つに分けて書いたほうがよいと思う。災害時に被害をこうむる災害弱者がいるというような、全体的な話について。ただし、要援護者プランができ、大事な取り組みとしてやっているので、指針にも謳わなければならない。文章でいうと、「大災害が起きた場合には、いろいろな形で援護を必要とする人が生まれる」ということを挙げる必要がある。その次に、要援護者支援について書くのだろうと思う。しかし現在の文章では、それが紛らわしい。ひとつは全体のことを書き、ひとつは「平塚市災害時要援護者避難支援プラン」に絞り込んで書くほうが、全体が網羅できるのではないか。

(座長) 注釈の「災害時要援護者の概念」については、国が定義したものだと思うので、意味は広くなっている。ただ、平塚市が実際に対応しているのは、本人同意の問題もありもっと狭いということ。本文中では、平塚市の災害時要援護者ということなので、そこが限定されれば特に問題はないと思う。下から3行目以降の本市の説明を「「高齢者」、「障がいのある人」等の災害時要援護者への情報伝達体制や・・・」としてはどうか。そうすると、平塚市としての要援護者の対象もみえてくるのではないか。

表現は事務局に任せたい。

(副座長) 「等」にどこまで含まれるかということもある。東日本大震災では幅広く被害を受けている。固有名詞を出してしまうと、やはり限定されてしまう。

これは指針で、これからの方向を示すものなので、現状のみにとらわれることなく方向性を示せばよいのではないか。

(座長) その他についてはどうか。分野別施策についてはすべてご審議いただいたということでしょうか。

(委員) 更に追加したほうがよいと思う分野が2点ある。

1点目は、パワーハラスメントによる人権問題について。いわゆる職場環境の悪化、暴行や不可能な仕事の指示、プライベートに立ち入ってきたりといったことで、昨年も1万人近くが関係する事件が起きていると聞いている。

もう1点は、新聞やテレビで話題になっているが、孤立死の問題について。分野としては「(12) 自殺対策」に含めてもよいのかもしれない。

(座長) パワハラの場合とはもかく、孤立死についてはどういった形で入れられるか。先程の災害時の支援と似たようなところもあるかもしれない。

(委員) 騒音や空気汚染等、環境における人権問題は考えられないか。

(座長) 学問上は環境権も主張されているが、判例上は確立していないと思う。広い意味での人権問題ではあると思うが、市で独自の環境条例等を整備していくということであればよいと思う。市が工場排水の問題等を抱えているのであれば、大きな問題になってくるとは思う。

挙げていくとたくさん出てくる。

(事務局) 先程のパワーハラスメントについて、たたき台6ページの「3 相談・支援体制」にパワーハラスメントの記述があるので、この辺りで施策として盛り込めると思う。

孤立死とは、高齢者について想定しているのか。

(委員) 高齢者だけではなく、40代でも50代でもありえる。

(委員) 高齢者に関しては、75歳以上の高齢者調査が昨年からはスタートして、民生委員が調査している。それぞれどこに盛り込んでいけばいいかはわからない。

(座長) それも含めて、少し意見を述べたい。分野別施策の並べ方について、(1)～(9)、(11)、(13)は人の集団、その特徴で分類できるものになっているが、インターネットや自殺対策、孤立死等は、人の集団に対する人権問題ではなく個別の事象となっているので、順番を整理したほうがよいのではないか。

(事務局) 基本的に国や県の基本計画や指針にある程度準じた形になっている。そのため、現段階ではカテゴリーが混在している部分もあると思う。

(座長) 整理されていない印象を受ける。カテゴリーごとにまとめるとわかりやすい。

委員から別途提案のあった分野について追加するかどうか。環境の問題については、インターネットと同じような趣旨だと思う。

(副座長) 孤立死については、課題としては入れてほしい。「(13) その他の人権課題」の中に今後の課題として、特に説明はないが問題を羅列するという方法もある。

(事務局) 孤立死の問題はいろいろあると思うが、地域福祉という概念の中で整理し、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画等で福祉コミュニティとして掲げることができるが、人権まで謳いこんでしまうと、施策としては非常に難しい。社会福祉の理論「誰しものが安心して福祉サービスを利用し、地域の支えの中で尊厳を持って」ということで、福祉コミュニティを推進していくということになってしまう。個々の具体的なことは地域福祉計画等での対応になる。

(副座長) しかし人権課題でもある。福祉という観点だけではなく、人の権利ということ

で取り組んだほうがよいのではないか。

(座 長) 自殺も同じ考え方だと思う。

事務局で検討していただくために方向性をはっきりさせたい。追加できる分野は追加するということではどうか、あるいは、原案のとおりとするか。網羅的になると、追加する分野はたくさん出てくると思うが、これだけでいいのかということとそうでもない。どこかで全体をくくれるようなものがあるかもしれない。

(委 員) 分野別施策の順番について、国の順番もあるかもしれないが、平塚市としての問題の大きさ等も考慮して考えていただきたい。一般的に、女性、子ども、高齢者は最初にくると思うが、座長の意見に賛成する。

(事務局) 他市でも順番に多少の前後はある。並べ替えるとすれば、身近な部分を前に持ってくる、あるいは、重要と思われるものを前に持ってくるという形になると思う。また、他のいろいろな分野もあるので、この場で決めるのは難しい。後のほうで包括的に明記するといった意見もいただいたので、その辺も内部で検討する。次回、事前に資料を送付するので、もう一度確認していただきたい。

(座 長) 再検討していただき、場合によっては項目の整理も願います。確かに多ければよいというものでもないで、まとめられるのであればそれもよいと思う。

以上で分野別施策の検討は終了とする。

### (3) 基本理念(案)について

(座 長) 基本理念は本日決定するのか。

(事務局) 次回は素案の作成になるので、その段階では盛り込みたいと考えている。前回、方向性などの基本的な部分についてはご意見をいただいているので、この場である程度固めていただければと思う。

(座 長) 第3回会議の資料1をご覧ください。6つの案が記載されており、「共に生き、支えあう」という文言が共通している。前回の議論では、「(2) 誰もが豊かな心をはぐくみ、あらゆるいのちと人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」か「(4) 誰もが豊かな心をはぐくみ、共に生き、支えあうまちづくり」という意見が多かった。

改めて振り返ってどうか。ご意見をうかがいたい。基本理念よりも実際に施策として何をやるかのほうが重要だが、基本理念は全体に及ぶものなので。

(事務局) 前回は、「人権という言葉が入っていたほうがよい」「短い表現がよい」「長くても平塚らしさがあったほうがよい」という意見があった。

(委 員) 事務局としてはどう考えているのか。

(事務局) 内部でもいろいろ検討したが、個人的には、人権指針なので「人権が尊重され」という言葉が入っているほうがよいと思っている。

(副座長) その意見に賛成。

(座 長) 私も個人的には「人権」という言葉が入ったほうがよいと思う。そうすると「(1) あらゆるいのちと人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」か「(5) 一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」ということになる。

(委員) (5) がシンプルでよいのではないか。

(座長) 他にご意見はあるか。

異論がないようであれば、基本理念は「(5) 一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」に決定する。

#### (4) 指針の骨子(案)について

「資料3 平塚市人権施策推進指針の骨子(案)」に基づき事務局が説明を行った。

(事務局) 資料3は、現在資料として使用している指針たたき台の骨組み部分をまとめたものである。前回のご意見を踏まえ、順番を変更した部分がある。「4 分野別施策の推進」の「施策の方向性」(網かけ)について、当事者への施策を先に、その周辺施策や環境整備を後に配置している。

このような内容でよろしければ、これをもとに素案の検討資料を作成する。たたき台では文言表現が整理しきれず、訂正が多く申し訳なかったが、表現の統一を含めて作成した素案の検討資料をお示した上で、検討していただきたいと考えている。また、基本的な考え方や昨年実施した市民意識調査結果も盛り込む予定。

骨子(案)について、これでよいかどうかご意見等をうかがいたい。

(座長) この方向でやっていただくということでよいか。

— 一同了承 —

#### (5) その他

(事務局) 先程ご質問のあった「違憲判断」について、資料があったのでご説明する。「いわゆる福祉サービスを受ける際、原則1割の自己負担を課す同法は、憲法第13条(個人の尊厳の保障)、第14条(法の下での平等)、第25条(生存権の保障)に違反するとして原告が廃止を求めていた裁判で和解が成立した。」ということ。

(座長) 厳格にいうと、国は違憲ではなく、不相当だと判断したのだと思う。

「資料4 平塚市人権施策推進指針策定スケジュール」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) 24年度の会議は当初の予定どおり3回開催する。第5回は7月上旬、第6回は11月下旬、第7回は25年1月中旬を予定している。第5回では素案を検討していただくので、素案の検討資料は6月頃(1ヶ月前)までには送付したいと考えている。第6回はパブリックコメントを受けての再検討となり、パブリックコメントの結果及び市の見解の資料を事前に送付する。第7回は最終案の決定となるので、その前に最終案の検討資料を送付する。

また、資料の最下段の関係事務について、庁内で必要な事務や議会があるため、第5回と第6回の期間があいている。

全体の順番としては、まず5月中旬に第2回平塚市人権施策推進会議を庁内で行い、今年度の報告と今後の予定等の説明を行った後、各委員に素案の検討資料を送付する。第5回会議後の7月下旬には、庁内で素案の意見照会を行う。その後、素案の庁議報

告・行政報告、9月7日から10月9日までパブリックコメントを行う予定。その後、関係事務として、パブリックコメント結果等の庁議報告・行政報告を行い、そのあとにパブリックコメントを受けての再検討ということで、第6回会議を開催する。そして、最終案の庁内意見照会を行い、意見を集約した後、最終案を決定（第7回会議）する。市長報告ということで最終案を提出し、最終案の庁議報告・行政報告を行い、策定完了の報道発表を行う。報道発表は3月頃になると思う。以上、このような予定になっている。

24年度は事務的にも立て込んでおり、素案の資料もできるだけ早く送付するようにするので、ご協力をお願いしたい。

(座長) ご質問等はあるか。

(副座長) 指針完成後の方向性として、懇話会等の会議はどのように考えているのか。指針ができた時点で解散するのか、あるいは、指針を具体化する上で検証する形の委員会として残していくのか。25年度の取り組みになると思うが、基本的な方向だけでもお聞きしたい。

(事務局) 指針策定後には、実施計画を策定する。それとあわせて、進行管理や内容に関するご意見等も各委員からいただくようになると思う。指針の中にも「実施機関を設置する」といった内容が盛り込まれているので、なんらかの形で協議会のようなものを設置する方向で考えている。

次回懇談会の日程調整を行い、7月4日(水)午前10時から平塚市教育会館 小会議室で開催することとなった。指針の素案について協議を行う。

### 3 閉会

事務局が閉会の挨拶を行った。

～ 以上 ～